3 1 台監第 5 9 号 令和 2 年 3 月 3 0 日

殿

台東区監査委員

元田秀治

大場賢一

中澤史夫

令和元年度 指定管理者監査の結果について (報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、標記監査を実施しましたので、この 結果を同法第199条第9項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

1 監 査 期 間

令和元年8月28日(水)~令和2年3月27日(金)

2 監 査 対 象

「東京都台東区監査事務実施要領」に定める指定管理者監査対象選定基準に基づき選定し、指定管理者4団体を監査した。

指定管理者、施設及び主管課は、次のとおりである。

指	定	管	理	者	名	施			貢	元 文			名	主		管		課
社	会福	祉 涉	き人	愛	粦 団	母-	子生	活き	支援	施設	さら	くら	莊	子育	すて・	若者	专支担	爰課
	定非					寿-	子ど	` も ፮	家庭	支扬	受セ	ンタ	<i>'</i>	子セ	どもン		庭支	援一
子	育	•	T	台	東	Ŋ	と	ぶ	き	IJ	ど	ŧ	園	学		務		課
社会	会福祉	法人	東京	児童	協会	た	γV	と	う	IJ	ک	ŧ	園	学		務		課
社	会福	祉 涉	き人	康位	呆会	東	上	野	乳	児	保	育	園	児	童	保	育	課

※なお、当初予定していた株式会社ニッコクトラストは、諸般の事情により、 監査の実施を見送りました。

3 監査の範囲

原則として、平成30年度における指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について実施した。

4 監査の観点

年度計画の基本方針に基づき、指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務が、その目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、主管課の指定管理者に対する指導・監督が適切に行われているかどうかを主眼として実施した。

5 留意事項

協定等に則り、会計経理が適正かつ効率的に執行されているかに留意して監査 を行った。

6 監査の方法

監査委員は、指定管理者の出席を求め、あらかじめ提出を求めた監査資料に基

づき、質疑応答を行うとともに、必要に応じ施設の管理運営状況について実地調 査を行った。

また、事務局職員が関係資料や現地の調査等の予備監査を行い、基本的な事実 関係を確認した。

(1) 実地監査、予備監査日程

指	定	管	理	者	実	地	監	査	田	予	備	監	查	日
社会	福祉	法 人	愛隊	华 団	, .		1.0	п /	.1.	1 1	1月1	13 =] (7	<u>k</u>)
特定非	卡営利活	動法人	子育て	台東		Ⅰ月	19	日()	火)	1 :	1月1	l 4 F] (7	k)
社会	福祉	法 人	康伊	录 会	1	1 🛭	0.5	日(,	П	1 1	1月1	18] ()])
社会	福祉法	人 東京	に児童	協会] 1.	L月	∠ 5	□ (,	IJĮ	1 :	.月1	1 1] ()])

- (2) 予備監査における主な確認書類
 - ① 主管課
 - (ア) 指定管理委託料等支出に関する書類(指定、委託料等支出にかかる原議等諸書類)
 - (イ) 当該施設の指定管理に係る根拠となる条例、規則
 - (ウ) 基本協定書、年度協定書等
 - (エ) 指定管理者に関する調査票
 - ② 指定管理者
 - (ア) 指定管理施設に関する事業報告書
 - (イ) 指定管理施設に関する決算報告書
 - (ウ)関係諸規程(運営規程、経理規程、個人情報保護の基準等に関する規程等)
 - (エ) 給与・服務関係諸書類
 - (才)経理関係書類(総勘定元帳、伝票、契約書、領収書、現金出納帳、預金 残高証明等)
 - (カ) 収入関係書類(区委託料等に関する書類、利用料収入に関する書類等)
 - (キ) 設備・備品管理関係書類(建物設備関係書類、備品台帳等)

7 監 査 結 果

各指定管理者に対する監査結果は、次のとおりである。

指定管理者名 社会福祉法人 愛隣団

第1 監査対象の概要

1 法人の概要

愛隣団は、キリスト教精神に基づき、多様な福祉サービスを総合的に提供して、一人ひとりの生活を守ると共に、地域の人々の助け合いの輪を広げてゆくことを目的に、昭和27年5月に設立され、現在に至る。

主な事業

- ・保育所の経営
- ・母子生活支援施設の管理運営

2 指定施設等

法人が台東区において指定管理者として管理している施設は、次のとおりである。

(1) 施設名等

施	設		名	設	置	条	例	指	定	期	間	設	置	目	的
												,	骨者の	_	
				東京	マ都 台	東区	母子						なびそ		
母子	·生活	支援施	設	生活	5支援	施設多	条例	平原	戈 2 ′	7年4	4月		もすべ 一、		
さ	<	6	荘	(昭	和40	年台	東区	から	5 5 年	間			が、		
				条何	リ第9 月	号)						, -	ととさ		
													是進の		_
												の生	活を	支援す	る

(2) 施設概要

開	設 年	月	昭和40年4月
建	物延面	積	8 3 0. 6 1 m²
世		帯	10世帯

3 施設の収支決算状況等(平成30年度)

単位:円

施	設	名	収	入	支	出	区指定	か 官管理	ら 里委詞	の 毛料
母子生活	支援施設さ	くら荘	47, 61	0,898円	47,	610,898円	4	6, 800), 000) 円

第2 監査の結果

指定管理者の母子生活支援施設さくら荘の管理にかかる出納、その他の事務処理については、おおむね良好に行われているものと認められ特に指摘・指示する事項はないが、事務処理上軽微ではあるが、次の誤り等の事例があったので、その場で、口頭にて注意した。今後の適正、適切な事務執行に留意されたい。

(口頭注意事項)

- ・領収書の宛名の記載のない事例
- ・支払証明書の荘長印の押印もれの事例

指定管理者名 特定非営利活動法人 子育て台東

第1 監査対象の概要

1 法人の概要

子育で台東は、平成18年11月に、社会教育の推進及び子どもの健全育成に資することを目的に設立された特定非営利活動法人である。

同法人は、子育て支援事業、家庭と連携した保育事業及び0歳から5歳の一貫した教育・保育の事業を運営している。

2 指定施設等

同法人が台東区において指定管理者として管理している施設は、次のとおりである。

(1) 施設名等

施	設	名	設	置	条	例	指	定	期	間	設	置	目	的
ことえ	ぶきこど	`も園	(昭和東京に関	都台東区 36年台東 都台東区 する規則 27年教育委	区条例第2 認定こと	2号)			1年 5年		も 育、	学前 に関 保育	する 育等 <i>0</i>	う教
	・ども言	•	支援	都台東区 センター 13年台東	条例		<i>月 /</i>	r o	9 11	· FJ	の薄、	ど 相談 、 情幸	及て 育て	が指

ア ことぶきこども園について

ことぶきこども園は、保育所型の認定こども園で、区内2番目のこども園として平成21年4月1日から旧済美小学校跡地に開設され、子育て台東が指定管理者として受託し管理運営を行っている。

イ 寿子ども家庭支援センターについて

区内3番目の子ども家庭支援センターとして、こども園と同時に開設され、 子育ての相談や事業を通じて子どもと家庭を支援し、区民が安心して子どもを 産み育てることができる地域環境の形成を図ることを目的に事業を行っている。

(2) 施設概要

○ことぶきこども園

\sim				. 0 6	
所		在		地	寿1-10-9
開	設	4	年	月	平成21年4月
建	物	延	面	積	1,926.00m ²
屋	外	遊	戱	場	1,018.97 m ²
定				員	213名

○寿子ども家庭支援センター

所		在		地	寿1-10-10
開	設		年	月	平成21年4月
建	物	延	面	積	5 2 0 . 6 5 m²

3 施設の収支決算状況等(平成30年度)

単位:円

施	設	名	収	入	支出	区 からの 指定管理委託料
こと	ぶきこど	も園	336, 962, 266	円	315, 107, 512 円	330, 780, 586 円
寿子ど	も家庭支援セ	ンター	29, 025, 140	円	29, 025, 140 円	29, 025, 085 円
	計		365, 987, 406	円	344, 132, 652 円	359, 805, 671 円

第2 監査の結果

指定管理者のことぶきこども園、寿子ども家庭支援センターの管理にかかる出納、その他の事務処理については、おおむね良好に行われているものと認められ特に指摘・指示する事項はないが、事務処理上軽微ではあるが、次の誤り等の事例があったので、その場で、口頭にて注意した。今後の適正、適切な事務執行に留意されたい。

(口頭注意事項)

- ・経理規程第26条第2項において、小口現金の限度額は10万円とするとあるが、10万円を超えて小口現金の残高がある日があった。また、小口現金で1件の支払いが10万円を超えている事例
- ・出金伝票の金額と伝票に添付されている内訳の金額が一致しない事例

指定管理者名 社会福祉法人 康保会

第1 監査対象の概要

1 法人の概要

康保会は、大正9年に「浅草会館」として設立され、昭和13年に社会福祉法 人となり、昭和16年に「康保会」として名称変更。

法人は、博愛の精神により、福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに育成され、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、次の事業を行っている。

(1) 第一種社会福祉事業

康保会玉淀園乳児院の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

康保会保育園、康保会乳児保育所の設置経営、東上野乳児保育園の受託経営

2 指定施設等

法人が台東区において指定管理者として管理している東上野乳児保育園の概要は、次のとおりである。

(1) 施設名等

施	設	名	設	置	条	例	指	定	期	間	設	置	目	的
											保育	を必	要と、	する
東	上野乳	L 児	東京都	祁台東区	立保育所	条例	平月	成 2	7 年	€ 4	0 歳	₹~ 3	歳児	未満
保	育	園	(昭和3	86年台東	区条例第2	2号)	月な	136	5年	間	の乳	幼児	の保	育を
											行う			

(2) 施設概要

所	在	地	東上野 4 - 2 2 - 3
開	設生	平 月	平成9年6月
建	物床	面積	678.08 m²
定		員	60人(0歳児~2歳児各20人)

3 施設の収支決算状況等(平成30年度)

単位:円

施	設	名	収 入	支 出	区 からの 指定管理委託料
東	上野乳児保	育 園	209, 359, 070 円	195, 539, 308 円	207, 950, 540 円

第2 監査の結果

指定管理者の東上野乳児保育園の管理にかかる出納、その他の事務処理については、おおむね良好に行われているものと認められ特に指摘・指示する事項はないが、事務処理上軽微ではあるが、次の誤り等の事例があったので、その場で、口頭にて注意した。今後の適正、適切な事務執行に留意されたい。

(口頭注意事項)

- ・小口現金で3月の残高が、金種の内訳金額とあっていない事例
- ・小口現金出納帳の勘定科目誤りの事例

指定管理者名 社会福祉法人 東京児童協会

第1 監査対象の概要

1 法人の概要

東京児童協会は、昭和5年に江東区に設立された大島中央幼稚園を前身とし、昭和35年社会福祉法人に認可され社会福祉法人東京児童協会を設立、一貫して保育事業に取り組み現在に至る。

2 指定施設等

法人が台東区において指定管理者として管理しているたいとうこども園の概要 は、次のとおりである。

(1) 施設名等

施	設	名	設	置	条	例	指	定	期	間	設	置	目	的
たい。	とうこと	も園	(昭和東京)に関	都台東区 36年台東 都台東区 する規則 27年教育委	区条例第2 認定こと	2号)	' '		1年 5年		も l 育、	学前 こ関 保育 外な抗	する 育等 <i>0</i>	う教

(2) 施設概要

所	在	地	台東区下谷3-1-12
開	設 年	月	平成26年4月
建	物延面	積	1,536. 26 m ²
屋	外 遊 戱	場	4 5 6 m ²
定		員	161名

3 施設の収支決算状況等(平成30年度)

単位:円

施	設	名	収 入	支 出	区 からの 指定管理委託料
たいと	うこども	園	251, 152, 261 円	208, 580, 376 円	245, 364, 776 円

第2 監査の結果

指定管理者のたいとうこども園の管理にかかる出納、その他の事務処理については、おおむね良好に行われているものと認められ特に指摘・指示する事項はないが、事務処理上軽微ではあるが、次の誤り等の事例があったので、その場で、口頭にて注意した。今後の適正、適切な事務執行に留意されたい。

(口頭注意事項)

- ・小口現金出納帳の勘定科目誤りの事例
- ・領収書の宛名のない事例
- ・休暇の届出日と出勤簿の休暇日が違う事例

8 監査委員による主な質疑応答事項

監査		社会福祉法人 愛隣団					
監査実施日 令和元年11月19日(火)							
	主な質疑応答 (Q:監査委員 A:指定管理者)						
【母	【母子生活支援施設さくら荘】						
Q	Q 学習支援を利用する児童・生徒は増えているのか。						
A	増えていることはない。中学生になると部活動で忙しくなるのか、利用する機会 が少なくなっていく。ただ、試験の前になると、利用する状況である。						
Q	学習支援の手ごた	えは。					
A	先生からは、成績が上がっているとお褒めの言葉をもらう。学校と違って、大人 数の対応ではなく、一対一での対応だからとも考える。						
Q	外国籍の入所者と	のコミュニケーションは、とれているのか。					
A		するところは、理解するのがなかなか難しい。日本でストレス 当に言いたいことが、言えないのではないかと思う。					
Q	子ども家庭支援セ	ンター閉館後にやっている夜間の電話相談で、現場の対応は。					
A	電話相談は、子ども家庭支援センターから業務委託を受け、行っている事業。虐待通告なので、医療関係者や学校関係者からの相談や、子供を叩きそうだという本人からも相談がくるが、相談員は、こまやかな対応を心がけている。						
Q	さくら荘の入所期限は2年だが、2年で退所する方は多いのか。						
A	少ない。2年は法的には規定されていない。いろいろ事情を抱えた方もいるので、 退所できない方も多く、2年という区切りは難しい。家族が支援され、地域で自 立していくとすると、母子支援施設が必要になる。						
Q	就労支援は、就労	につなげることが大事だが、就労につながらない事もあるのか。					
A		い事はない。就労支援の自立センターで仕事をしている方や就 校に通われている方もいる。					
Q	2年を超える場合	は更新の申請になるのか。更新後の期間も2年なのか。					
A		本人と施設と子育て・若者支援課とで協議して行う。更新請求 、大体通る。更新後の期間は、半年の方もいれば、1年の方も 情による。					
Q	DVの場合、退所	した後は、どのような状況か。					
A	住民票閲覧制限を	かける等している。					
Q	施設の入所待ちは	あるのか。					
A	現在、入所待ちの状態ではない。必要な人にはPRの必要がある。窓口を児童相 談所や女性相談センター等に広げて欲しい。						
Q	学習支援の学習指	導については、職員内部で研鑽はしているのか。					
A	教員免許を持って 教えてもらったり	いる人があたったり、養成校からのボランティアに来てもらい している。					

監査	查 対象指定管理者	特定非営利活動法人 子育て台東				
監	直 実 施 日	令和元年11月19日(火)				
	 主な質疑応答 (Q:監査委員 A:指定管理者)					
[]	とぶきこども園】					
Q	PTAやおやじク る方はいるのか。	ラブなど、保護者は積極的に参加しているが、負担に感じてい				
A	園に対しては、非常に協力的であり、負担を感じている人はない状態で、関係は本当に良い。出来る人が出来る時に出来る事をやろうという互助精神、助け合いの精神が行き届いている。					
Q		んの子供たちを預かっている苦労は。				
A		心をこめて子供の命を守る姿勢が大切である。避難訓練等での供に伝わり、遊んでいる子供も、警報が鳴ると静かになり、先いる。				
Q	災害が起こった場	合、園の先生の集合体制や通勤手段の状況は。				
A	地方から来た人には区からの補助金による借り上げ制度があり、本法人が借り上げたところに住むようにしている。30分以内に駆け付けられる場所に住むことを原則としており、駆け付ける体制はできている。					
Q	こども園の長所は					
A	こども園には、様 る。良い学びの場	々な家庭が集まるからこそ、助け合いや思いやりの心が生まれ となっている。				
Q	こども園の運営で	公立の利点と私立の利点を取り入れるという考え方は。				
A	いくように感じら	に、私立は課題達成のための取組みを重視し、主体性を育ててれるが、両方大切な事だと思われる。学級の課題に対し積極的育てたいと考えている。				
【寿子ども家庭支援センター】						
Q	他のセンターと比	べ、利用者が一番多い理由は、イベントの実施が実ったためか。				
A		ニーズを把握し、企画内容を決定している。また、職員の持っ 活用し、育児に必要な情報を提供している。				
Q	センター運営で大	切なものは何か。				
A	ては、対応・方法	大事なので、実務的な研修に参加させている。相談業務につい等を職員間で情報共有し、知識や技術向上に努めている。				
卧本	:禾昌の音目・亜切					

監査委員の意見・要望

- ・様々な家庭や年齢の子供がいるこども園の制度の良さを、もっと幼稚園業界や保育 園業界に広げてほしい。
- ・子ども家庭支援センターの「ちょっと一服」というイベントで、親と子が離れて一 時的にでも親がリラックスできる時間ができるのは非常に大事だと思う。引き続き 親のニーズにあったイベントの開催に努力していただきたい。

 監査実施日 令和元年11月25日(月) 主な質疑応答 (Q:監査委員 A:指定管理者) 【東上野乳児保育園】 Q 東京だけでなく、地方にも保育士を求人しているようだが、その取り組みは。 東京や地方の学校に求人票やパンフレットを配るほか、また、理事長が自ら行っ 					
【東上野乳児保育園】 Q 東京だけでなく、地方にも保育士を求人しているようだが、その取り組みは。 東京や地方の学校に求人票やパンフレットを配るほか、また、理事長が自ら行っ					
Q 東京だけでなく、地方にも保育士を求人しているようだが、その取り組みは。 東京や地方の学校に求人票やパンフレットを配るほか、また、理事長が自ら行っ					
東京や地方の学校に求人票やパンフレットを配るほか、また、理事長が自ら行っ					
A て、学校の先生と話をしたり、教育団体養成校との交流会にも出席し、当園の経 営について説明している。地方から来ないと都内だけでは厳しい。					
Q 年次有給休暇の取得率が53.4%だが、伸びてはいるのか。					
A 義務化された5日間はクリアしている。目標は100%。すべてのスタッフが好きな時に休暇が取れるよう、そのため、人をたくさん集めたい。					
Q 研修に力を入れているようだが、園内研修の今後は。					
業者と契約して、本人たちが行きたい研修に行ってもらう。園内研修は、外の研 A 修で聞いてきたことを発表する。モチベーションを削がないよう、自ら率先して 研修に行きやすいような土壌を作ることが大切だと考えている。					
Q 災害時対策は。					
災害に対してしっかり対応するため、BCPを整えている。災害時のBCPに伴 A う非常食、物品の整備はしっかりやっている。また、ハザードマップについても、 荒川が決壊する想定の下、見直しも進めている。					
Q 非常食の液体ミルクの考え方は。					
ミルクはあまりおいしくないが、使わざるを得ない。非常食に慣れさせないといけないので、9月に非常食を使ったものを与えたり、液体ミルク以外も考えないといけないと思う。水のストックは、しっかりしている。					
Q 職員は、資格の保有だけでなく一定レベルを保つため、どんな点に気を付けているのか。					
保育士という仕事は、コミュニケーションの能力がかなり重要視される。また、 子どもと接するだけではなく、保護者とも接する。その時に第1印象で不愉快な 思いをさせる方は、向かないと考えている。					
区への要望は。					
荒川が決壊したら、台東区にも浸水する。その場合どうするか。その時の対応が不安である。施設を休園しますとは、園の判断ではなかなか言い難い。台風時の対応で、他区では、拠点の園では預かるが、ほかの園は休みなさいという指示があったところもある。保育園で働く職員の命も大切である。職員がケガや死亡した時の責任もある。区としての災害時の速やかな対応を望んでいる。					
監査委員の意見・要望					

・災害時、荒川の氾濫等水害については、区の対応があまり進んでない状態。保育園を開園するのか閉園するのか、台東区としての指示も含めて、水害対策を進めてほ

しい。

監査	対象指定管理者 社会福祉法人 東京児童協会					
監	査 実 施 日 令和元年11月25日(月)					
	主な質疑応答 (Q:監査委員 A:指定管理者)					
【た	いとうこども園】					
Q	こども園はいくつ展開しているのか。					
A	3 園ある。公設民営は当園だけである。					
Q	保育園と比べて、こども園の難しさをどう感じているか。					
A	9時から14時までのコアタイムの中で、保育を均等に実施するというのは、保育園にはなかった。保育園は、午前と午後のバランスを考えて、保育活動をコーディネートできるが、風土(保育の重要点)が違うところがある。					
Q	採用の苦労の中での工夫は。					
A	土日も含めて、地方まで採用のフェアには出かけて行く。地域によっては、潜在 保育士のセミナーも行っていて、人とのつながりができるようにやっている。					
Q	園長が変わると園の運営方針は変わるのか。					
A	安全・安心なこども園、地域から必要とされるこども園の方針は変わらない。理事長が運営方針を語る中から抜粋したり、保育所保育指針と台東区の小さな芽と本法人の指針をすり合わせてやっていく。					
Q	ICTの導入で保護者と園の関係は。					
A	業務の簡素化を図るために導入した。保護者は携帯のアプリを持ち、職員も一台端末を持つようにしている。一番の問題は電波問題。回線のネットワークが途中で切れてしまうことがある。					
Q	災害時の対応は。					
A	法人全体でBCPも含め考えている。ただ、自治体にも従っていかなければいけないところもある。災害だけでなく、危機管理のプロジェクトチームを立ち上げ、誰がどこの園に行って指示を出すなど、研究している。					
Q	子ども同士の関係はどうか。					
A	0歳児も3歳児もいるが、分け隔てなく溶け込める雰囲気がある。就学に向けて という意味では、2クラスあって、その中で友達とのネットワークができる、時 にはけんかがある、支えあうということができる環境にある。					
Q	職員のキャリアアップは、どのように行っているのか。					
A	キャリアアップテストがある。法人として役職を担っているか、業務の実績はど うかという試験を通って、昇格していくという取り組みをしている。					
Q	試験は、具体的にどのようなものか。					
A	知識的な面では法人の沿革や方針、指針の改定等の行政の動きがある。保護者対応、職員指導、管理職の心得を確認する。面接は当園長と姉妹園の園長が多角的な角度で本人の知見や人格面を判断していく。					

9 ま と め

今回の監査対象とした各指定管理者は、これまでの管理運営で培った知識と経験、民間事業者としてのノウハウを活かし、区との協定に沿って、区民サービスの向上に努めていることが認められた。

また、近年は、全国各地において台風による強風の被害や河川の氾濫による水害も発生しており、各指定管理者においては、交通機関の不通等危機管理に対する取り組みも求められるところである。利用者の安全だけでなく、職員の安全にも配慮し、災害時における最善の取るべき対応も考えられたい。

各所管課においては、関係法令や協定等に沿ったサービスの提供が確実に行われているかどうか監督し、引き続き適切な指導や助言に努められたい。

今後とも、区と指定管理者は連携を深め、利用者のニーズを的確に把握し、一層のサービスの向上を目指した施設運営が図られることを要望する。